

札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 アイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興を図るとともに、アイヌ民族の歴史・文化・自然観への市民理解を推進し、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちづくり施策について検討するため、札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、アイヌ民族関係者、学識経験者、人権擁護関係者、教育関係者、経済関係者、行政関係者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成21年7月3日から平成22年3月31日までとする。

(委員長)

第3条 委員会の委員の中から、委員の互選により委員長1名を選出する。

- 2 委員長は会議を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時の時間帯の開催を原則とするが、委員の協議により詳細な日時を決定する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認める時には、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 札幌市アイヌ施策推進計画に関する個別の事項について検討するため、委員会に、部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会会員で構成し、部会会員は委員のうちから委員長が指名する。

(謝礼)

第6条 委員会に出席した委員に対し、日額12,500円の謝礼を支給する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民まちづくり局長が定める。

附則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。